装管調第２６９号
２７．１０．１
一部改正　装管調第５５９５号
令和４年４月８日

調達事業部長
各地方防衛局長　殿

防衛装備庁調達管理部長
（公印省略）

プログラムの契約に係る著作権の取扱いについて（通知）

標記について、防衛装備庁において平成２７年１０月１日から調達するプログラム関係の契約については、別添の特殊条項を付して実施されたい。

添付書類：プログラムの著作権に関する特殊条項
写送付先：東海防衛支局長、長崎防衛支局長、郡山防衛事務所長、宇都宮防衛事務所長、舞鶴防衛事務所長、岐阜防衛事務所長、玉野防衛事務所長
配布区分：調達管理部調達企画課長、調達管理部原価管理官、調達管理部企業調査官

別添

プログラムの著作権に関する特殊条項

（権利の取扱い）

第１条　甲が（契約品名）（著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２条第１項第１０号の２に定めるプログラムに該当するもの。以下「本件プログラム」という。）を受領したときに、乙は本件プログラムに係る著作権（著作権法第２１条から第２８条に定めるすべての権利を含む。以下同じ。）を甲に譲渡するものとする。

２　前項の規定は、本件プログラム中、乙が従来より権利を有していたもの及び本件プログラムの作成により新たに取得した同種プログラムに共通に利用されるノウハウ、ルーチン、サブルーチン、モジュール（以下「ノウハウ等」という。）に係る著作権には適用しないものとし、当該著作権は乙に留保されるものとする。なお、乙はそれらを利用して本件プログラムと類似しているプログラムを作成することができる。

３　乙は、本件プログラム（ノウハウ等を除く。）に係る著作者人格権（著作権法第１８条から第２０条に定める権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、甲の承認を得た場合には、この限りでない。

４　甲が本件プログラムを受領したとき、乙は直ちに別に定める「プログラムに関する著作権譲渡証明書」（別記様式第１）及び「プログラムに関する著作者人格権不行使証書」（別記様式第２）を甲に提出しなければならない。

（第三者が有する著作権法上の権利の保護）

第２条　乙は、本件プログラムの作成に当たり、第三者の有する著作権法上の権利を侵害することのないよう必要な措置を講じなければならない。

２　乙が前項に定める必要な措置を講じなかったことにより甲が損害を受けた場合には、甲は、乙に対してその損害につき賠償を請求することができる。

（その他）

第３条　甲及び乙は、著作権法上の権利の帰属等に関し疑義が生じた場合には、その都度協議して解決するものとする。

別記様式第１

プログラムに関する著作権譲渡証明書

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
殿

住　　所
会 社 名
代表者名

調達要求番号			
品　　名			
契 約 金 額		納入先部隊（機関）名 （納入場所）	
数 量 ・ 単 価			
単　　価		認証番号及び年月日	

乙は、上記契約により作成したプログラムに関する著作権（著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２１条から第２８条に定めるすべての権利を含む。）を、「プログラムの著作権に関する特殊条項」第１条第１項の規定により令和　　年　　月　　日に甲に対して譲渡したことに相違ありませんので、同条第４項の規定に基づき本証明書を提出いたします。

ただし、同条第２項に定める乙が従来より権利を有していたもの及びノウハウ等に係る著作権は乙に留保されるものとします。

別記様式第２

プログラムに関する著作者人格権不行使証書

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官

殿

住　　所

会 社 名

代表者名

<table>
<tr><td>調達要求番号</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>品　　名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>契 約 金 額</td><td></td><td rowspan="2">納入先部隊（機関）名
（納入場所）</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>数 量 ・ 単 価</td><td></td></tr>
<tr><td>単　　価</td><td></td><td>認証番号及び年月日</td><td></td></tr>
</table>

乙は、上記契約により作成したプログラムに関する著作者人格権（著作権法（昭和４５年法律第４８号）第１８条から第２０条に定める権利をいう。）を、「プログラムの著作権に関する特殊条項」第１条第３項の規定により行使しないことを約束し、同条第４項の規定に基づき本証書を提出します。

なお、著作者人格権を行使しようとする場合には、甲の承認を得るものとします。